石綿障害予防規則等の一部を改正する省令

（石綿障害予防規則の一部改正）

第一条　石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　石綿等を取り扱う業務等に係る措置	第二章　石綿等を取り扱う業務等に係る措置
第一節　（略）	第一節　（略）
第二節　労働者が石綿等の粉じんにばく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置（第十条）	第二節　労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置（第十条）
第三節　（略）	第三節　（略）
第三章　（略）	第三章　（略）
第四章　管理（第十九条―第三十五条の二）	第四章　管理（第十九条―第三十五条）
第五章～第九章　（略）	第五章～第九章　（略）
附則	附則
（定義）	（定義）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　この省令において「所轄労働基準監督署長」とは、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長をいう。	（新設）
3　この省令において「切断等」とは、切断、破砕、穿孔、研磨等をいう。	2　（略）
4　（略）	（事前調査）
（事前調査及び分析調査）	**第三条**　事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。
第三条　事業者は、建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業（以下「解体等の作業」という。）を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶（それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。以下「解体等対象建築物等」という。）について、石綿等の使用の有無を調査しなければならない。	一　建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業（石綿等の除去の作業を含む。以下「解体等の作業」という。）
（削る）	二　第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業
2　前項の規定による調査（以下「事前調査」という。）は、解体等対象建築物等の全ての材料について次に掲げる方法により行わなければならない。	（新設）
一　設計図書等の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を確認する方法。ただし、設計図書等の文書が存在しないときは、この限りでない。	
二　目視により確認する方法。ただし、解体等対象建築物等の構造上目視により確認することが困難な材料については、この限りでない。	
3　前項の規定にかかわらず、解体等対象建築物等が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前調査は、それぞれ当該各号に定める方法によることができる。	
一　既に前項各号に掲げる方法による調査に相当する調査が行われている解体等対象建築物等　当該解体等対象建築物等に係る当該相当する調査の結果の記録を確認する方法	